

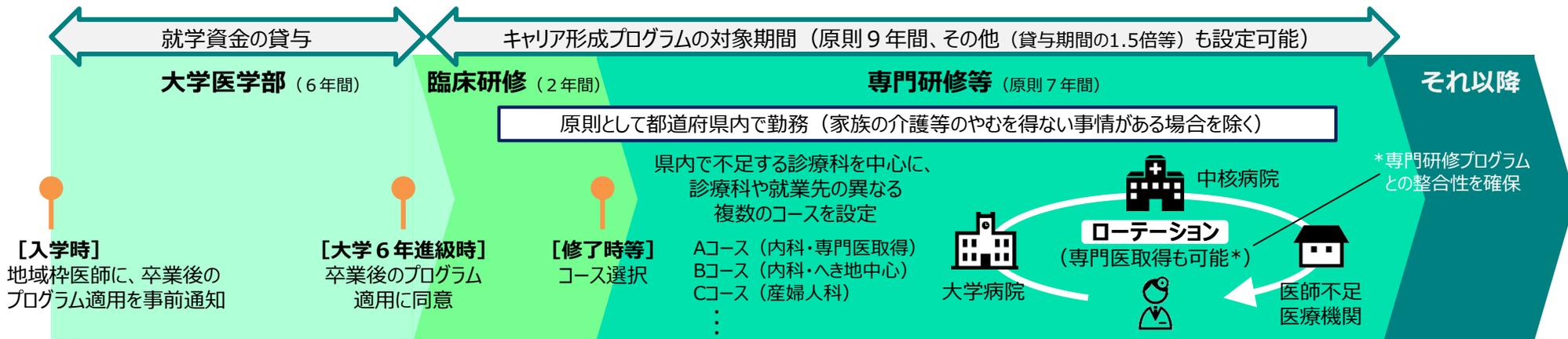
キャリア形成プログラムについて

キャリア形成プログラムについて

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている。

※医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により地域医療支援事務として医療法に明記
キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則（省令）及びキャリア形成プログラム運用指針（通知）に規定

＜キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ＞



＜キャリア形成プログラムの対象者＞

- 都道府県が修学資金を貸与した地域枠医師
- それ以外の地域枠医師（任意適用）
- 自治医科大学卒業医師（平成30年度入学者までは任意適用）
- その他プログラムの適用を希望する医師

＜キャリア形成プログラムに基づく医師派遣＞

大学による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議
※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する
※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする

対象者の地域定着促進のための方策

＜対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援＞

- 都道府県は、学部生段階から地域医療や職業選択について考える機会を対象者に提供し、適切なコース選択を支援する
- 都道府県は、対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め、診療科や就業先の異なる複数のコースを設定する
- 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、対象者からの意見を聴き、その内容を公表し反映するよう努める
- 出産、育児等のライフイベントや、海外留学等の希望に配慮するため、プログラムの一時中断を可能とする（中断可能事由は都道府県が設定）

＜プログラム満了前の離脱の防止＞

- キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は満了するよう真摯に努力しなければならないことを通知で明示
- 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認（中断事由が虚偽の場合は、契約違反となる）
- 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とする（家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く）
- 都道府県は、修学資金について適切な金利を設定する

キャリア形成プログラムのイメージ

【基本プログラム】



※3～9年目の間に県内の医師少数区域等病院で4年以上勤務

【海外留学を行う場合の例】



○6, 7年目は中断期間

○3～5, 8～11年目の間に県内の医師少数区域等病院で4年以上勤務

【学位取得を行う場合の例】



○6～9年目は中断期間

○3～5, 10～13年目の間に県内の医師少数区域等病院で4年以上勤務

平成30年度改正医療法の施行状況調査（キャリア形成プログラム） （令和元年11月30日時点）

- 各都道府県を対象として、「キャリア形成プログラム運用指針について」（平成30年7月25日付け医政発0725第17号厚生労働省医政局長通知）の取組状況等について調査した。

調査手法

- ✓ 厚生労働省から各都道府県に対し、キャリア形成プログラム運用指針の取組状況等について調査を実施した。
- ❖ 回答者 : 各都道府県
- ❖ 調査期間 : 令和元年12月20日～令和2年1月17日

回答状況

- ❖ 回答率 : 100%（47都道府県）

キャリア形成プログラムの対象者について

○キャリア形成プログラムの対象者については、「キャリア形成プログラム運用指針」において、次に掲げるものを対象とし、

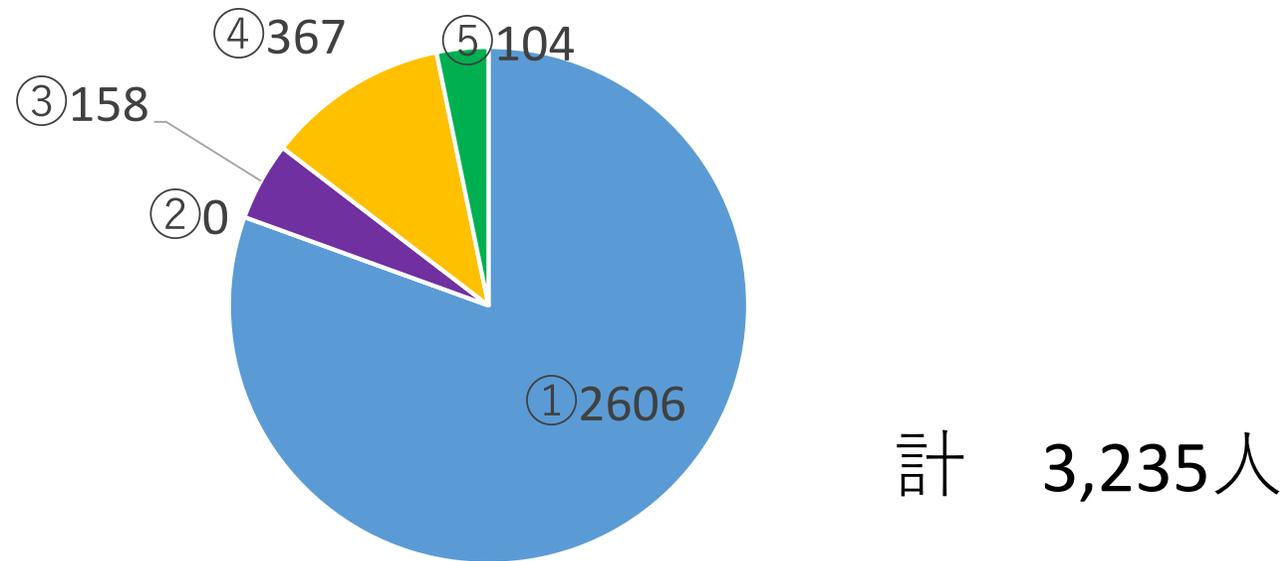
- ① 都道府県が修学資金を貸与した地域枠医師
- ② 市町村、大学等が修学資金を貸与した地域枠医師
- ③ 修学資金が貸与されていない地域枠医師
- ④ 自治医科大学を卒業した医師
- ⑤ その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

○都道府県は、①④⑤に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。

ただし、④については、平成31年度以降に同大学の医学部に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、都道府県は、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めるものとする。

○都道府県は、②③に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めなければならない。

キャリア形成プログラムが適用されている医師



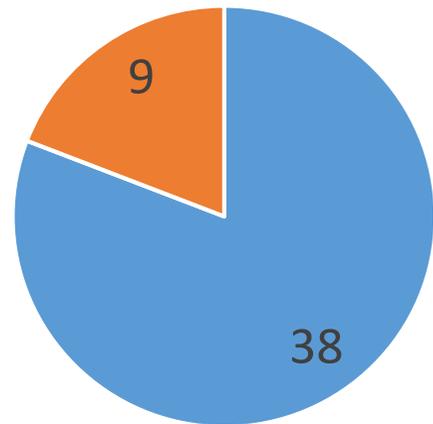
- 都道府県が修学資金を貸与した地域枠医師
- 市町村、大学等が修学資金を貸与した地域枠医師
- 修学資金が貸与されていない地域枠医師
- 自治医科大学を卒業した医師
- その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

キャリア形成プログラムのコースについて①

○キャリア形成プログラムのコースについては、「キャリア形成プログラム運用指針」において、

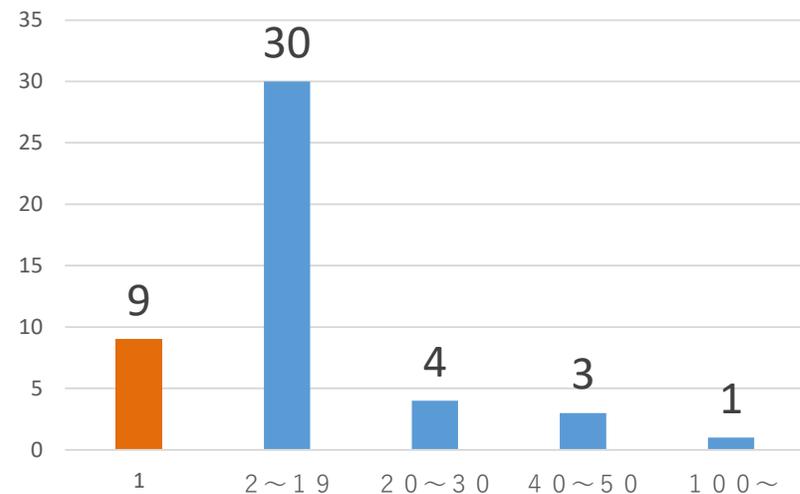
- ・個々の対象医師の希望に対応可能となるよう、診療科や就業先となる医療機関等の種別ごとに、複数のコースを設けること
- ・特定の診療科での就業が修学資金の貸与要件となっている場合には、当該診療科のコースを必ず設定すること
- ・都道府県において特に政策的に確保が必要な診療科(救急科、小児科、産科、総合診療科等)については、コースを設定するだけでなく、当該コースを選択する対象医師の数を増やす取組を行い、必要な医師数が確保されるよう努めること
- ・個々のコースにおいて、取得可能な専門医等の資格や修得可能な知識・技術を明示すること
- ・コースの設定に当たっては、平成30年度より開始された専門医の研修プログラムと整合的なものとなるよう留意すること等を求めている。

キャリア形成プログラムに複数のコースを設けている都道府県



■ 設けている ■ 設けていない

複数コースの設定



○キャリア形成プログラムのコース数

コース数		合計
624	一都道府県最大コース数	183

※改定作業中や運用で対応しているなど、キャリア形成プログラム運用指針に基づかないものも含む。

<今後の方向性>

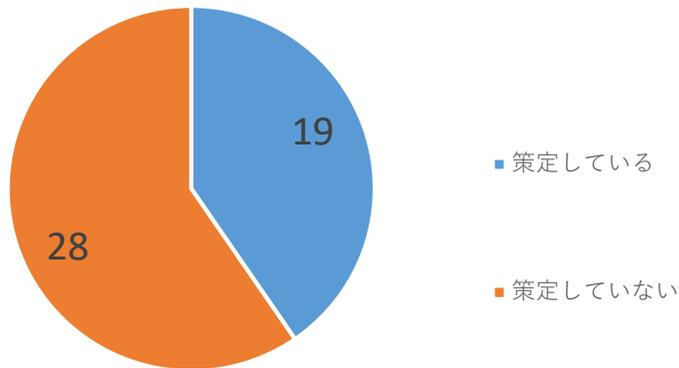
医師の多様なキャリアパスのニーズに対応するために、複数のコースを設けられていない都道府県については早期の設置を求めていくこととしてはどうか。

キャリア形成プログラムのコースについて②

○キャリア形成プログラムのコースについては、「キャリア形成プログラム運用指針」において、

- ・個々の対象医師の希望に対応可能となるよう、診療科や就業先となる医療機関等の種別ごとに、複数のコースを設けること
- ・特定の診療科での就業が修学資金の貸与要件となっている場合には、当該診療科のコースを必ず設定すること
- ・都道府県において特に政策的に確保が必要な診療科(救急科、小児科、産科、総合診療科等)については、コースを設定するだけでなく、当該コースを選択する対象医師の数を増やす取組を行い、必要な医師数が確保されるよう努めること
- ・個々のコースにおいて、取得可能な専門医等の資格や修得可能な知識・技術を明示すること
- ・コースの設定に当たっては、平成30年度より開始された専門医の研修プログラムと整合的なものとなるよう留意すること等を求めている。

特定の診療科での就業が修学資金の貸与要件となっているプログラムを策定している都道府県



○策定している19都道府県の特定診療科の内訳

特定診療科での就業を要件とするプログラムを策定している都道府県					
19	救急科	小児科	産科	総合診療科	その他
	15	16	18	6	15

○特に政策的に確保が必要と考える診療科

特に政策的に確保が必要と考えている診療科がある都道府県数とその診療科					
47	救急科	小児科	産科	総合診療科	その他
	30	40	44	29	32

○特に政策的に確保が必要と考える診療科のコースを選択する対象医師の数を増やす取組

行っている	37
行っていない	8
無回答	2

<今後の方向性>

特定の診療科での就業が要件となっている場合には、他県の取組も参考とし、地域の実情を鑑みながら当該コースが設定されるよう求めていくこととしてはどうか。

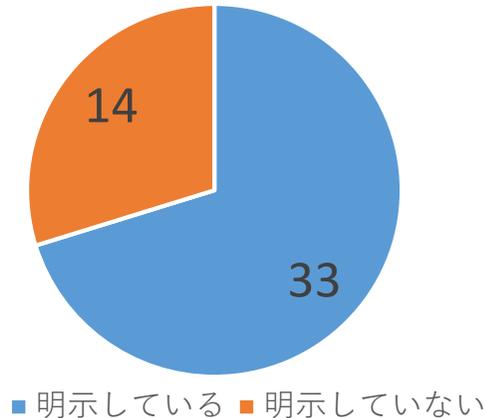
キャリア形成プログラムのコースについて③

○キャリア形成プログラムのコースについては、「キャリア形成プログラム運用指針」において、

- ・個々の対象医師の希望に対応可能となるよう、診療科や就業先となる医療機関等の種別ごとに、複数のコースを設けること
- ・特定の診療科での就業が修学資金の貸与要件となっている場合には、当該診療科のコースを必ず設定すること
- ・都道府県において特に政策的に確保が必要な診療科(救急科、小児科、産科、総合診療科等)については、コースを設定するだけでなく、当該コースを選択する対象医師の数を増やす取組を行い、必要な医師数が確保されるよう努めること
- ・**個々のコースにおいて、取得可能な専門医等の資格や修得可能な知識・技術を明示すること**
- ・コースの設定に当たっては、平成30年度より開始された専門医の研修プログラムと統合的なものとなるよう留意すること

等を求めている。

個々のコースに取得可能な専門医等の
資格や修得可能な知識・技術を明示す
ること



明示していない理由(主なもの)

- ・新専門医制度における全ての基本領域の専門医資格が取得可能であるため。
- ・幅広い選択を可能としており、取得可能な資格等に制限を設けていないため。
- ・個人面談等で取得可能な資格・知識・技術について相談に応じているため。
- ・基本コースのみ提示しており、個々に応じた形で運用することとしている。
- ・専門研修では、診療科により研修期間が異なることや、配置される病院等により、必ずしも専門医取得の保証ができないため
- ・準備中。今後対応する。

医学生等から寄せられている意見

- ・自分の希望する診療科において専門医が取得できるか分からない。
- ・義務年限中にサブスペシャリティの研修を行えるかが分からない。
- ・大学院への進学、留学ができるかが分からない。

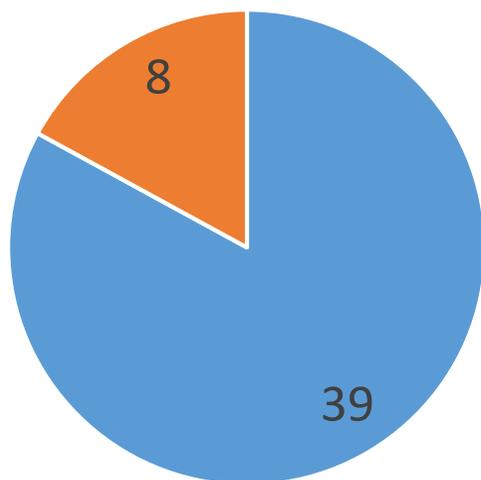
<今後の方向性>

対象医師がコースを選択する際の判断に資するよう、個々のコースに取得可能な専門医等の資格等について、明示することとしてはどうか。併せて、専門医等の資格を取得するのに、義務年限の中断が必要な資格については、その旨もキャリア形成プログラムに明示してはどうか。

キャリア形成プログラムのコースについて④

- キャリア形成プログラムのコースについては、「キャリア形成プログラム運用指針」において、
- ・個々の対象医師の希望に対応可能となるよう、診療科や就業先となる医療機関等の種別ごとに、複数のコースを設けること
 - ・特定の診療科での就業が修学資金の貸与要件となっている場合には、当該診療科のコースを必ず設定すること
 - ・都道府県において特に政策的に確保が必要な診療科(救急科、小児科、産科、総合診療科等)については、コースを設定するだけでなく、当該コースを選択する対象医師の数を増やす取組を行い、必要な医師数が確保されるよう努めること
 - ・個々のコースにおいて、取得可能な専門医等の資格や修得可能な知識・技術を明示すること
- ・**コースの設定に当たっては、平成30年度より開始された専門医の研修プログラムと整合的なものとなるよう留意すること**等を求めている。

専門医の研修プログラムと整合的になるように行っている取組



■ ある ■ ない

(取組の例)

- ・キャリア形成プログラムは、専門研修プログラムをベースに作成している(同様の回答あり)
- ・プログラム作成責任者や専門研修の基幹施設等と調整を行い、コースを設定している。(同様の回答あり)
- ・キャリア形成プログラムのローテーションは、専門医取得を想定したスケジュールになっている。(同様の回答あり)
- ・個別面談等で専門医の研修プログラムと可能な限り整合的にできるよう、相談に応じている。(同様の回答あり)
- ・専門医の資格取得のために大学や県外医療機関で行う研修をキャリア形成プログラムの一時中断期間として取扱いを認めている。(同様の回答あり)
- ・プログラムの基幹施設と協議した上で、離島の医療機関を連携施設に追加する等の取組を行っている
- ・専門研修中であっても義務年限に含める又は猶予期間として認め、専門医の資格取得に配慮している。
- ・基本領域(1領域)の専門医を取得することが、研修機関等から不可能である場合、猶予期間を認める。ただし、県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間としている。
- ・専門研修においてプログラム上必須とされている場合、他科での研修や都外での研修を行っている期間を、やむを得ず指定勤務ができない期間として認定し、返還猶予を行う。
- ・ガイダンスの開催
- ・専門研修及びサブスペシャルティ領域の研修を可能にしている。

<今後の方向性>

取組の事例を紹介し、専門医の研修プログラムと整合的になるように議論いただくことを求めていくこととしてはどうか。

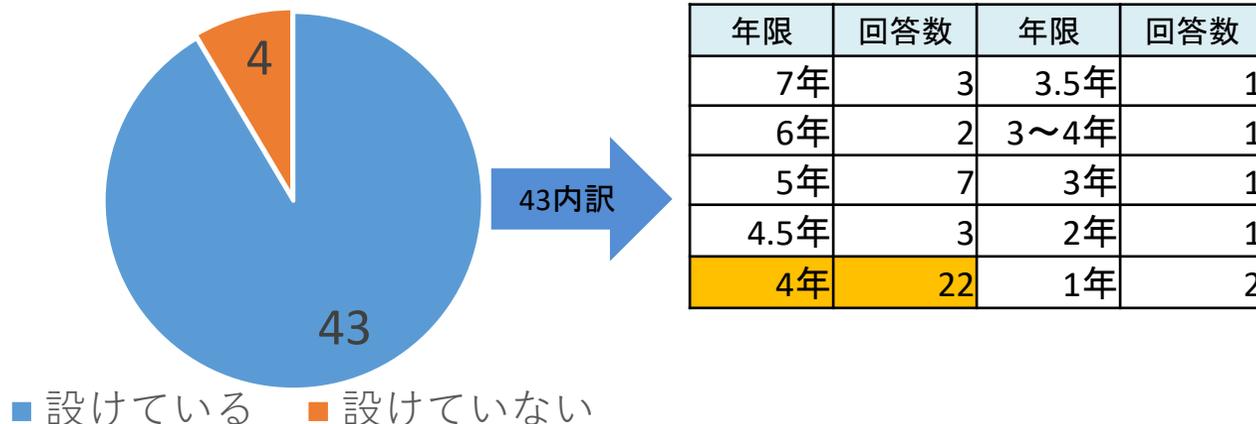
キャリア形成プログラムの対象期間について

○キャリア形成プログラムの対象期間については、「キャリア形成プログラム運用指針」において、

- ・キャリア形成プログラムの各コースの対象期間(医師が当該コースに基づいて医療機関等に派遣される期間を通算したものをいう。以下同じ。)は、原則として、9年間とする。このうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間以上とする等、当該地域等における医師の確保を十分に図るために必要な期間設定を行うこととする。

とされている。

各コースの対象期間（原則9年間）のうち、
医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就
業期間の設定



○医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間の設定は、都道府県によって様々であるが、4年間としているところが多い。

○設けていない理由として、へき地・医師少数区域が存在しない、設定に向けて検討中など

<今後の方向性>

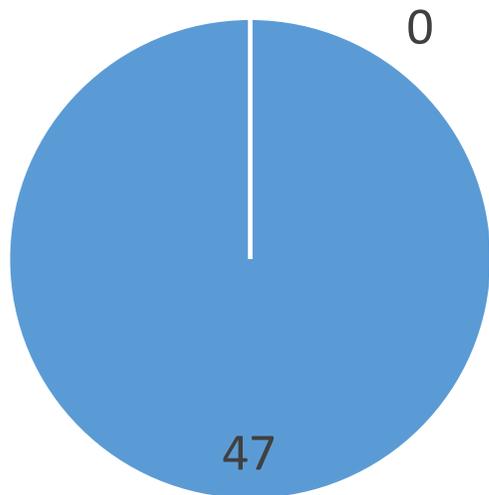
医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を設けることを求めていくこととしてはどうか。また、その期間については、地域の実状を鑑みながら4年間以上等、医師偏在対策に資するよう十分な期間を設定することとなるように求めていくこととしてはどうか。医師少数区域、医師少数スポットが設定されていない県においても、医療機関単位、診療科単位等の観点から「医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関」について、議論いただき、より地域の活性化に繋がるプログラムを検討いただくこととしてはどうか。

キャリア形成プログラムの一時中断について

○キャリア形成プログラムの一時中断については、「キャリア形成プログラム運用指針」において、

- ・キャリア形成プログラムは、出産、育児等のライフイベントや、海外留学等のキャリア形成上の希望に配慮するため、対象期間の一時中断が可能
- ・海外留学、基礎研究、臨床研究、行政等の個々の就業形態について、キャリア形成プログラムの対象期間にどの程度の期間含めることを認めるか、一時中断として取り扱うか否かについて、都道府県ごとに実情に応じた整理を行い、事前に公表
- ・都道府県は、対象期間の一時中断を希望する対象医師に理由書の提出を求めるとともに、一時中断中の者に対し、定期的な面談を実施する等の方法により、一時中断事由が継続しているか否かを確認すること
- ・都道府県は、対象期間中に年1回、都道府県担当者との面談を行う等、対象医師本人のキャリアパスに関する希望を確認する手続を実施すること等としている。

キャリア形成プログラムの一時中断を認めている



■ 認めている ■ 認めていない

キャリア形成プログラムの一時中断を認めている都道府県とその理由							
47	出産	育児	海外留学	基礎研究	臨床研究	行政での勤務	その他
	32	46	26	21	20	6	40

全都道府県で現在中断している者						
出産	育児	海外留学	基礎研究	臨床研究	行政での勤務	その他
4	27	3	1	71	0	101

<今後の方向性>

中断事例ついて、各都道府県でその内容を精査し、離脱に繋がっているケースがある場合等には、その対策を検討していただくこととはどうか。

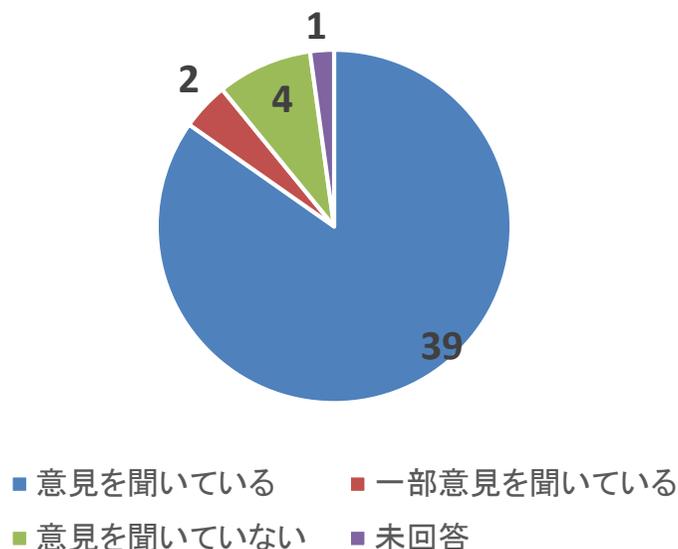
キャリア形成プログラムの新設・変更について

○キャリア形成プログラムの新設・変更については、「キャリア形成プログラム運用指針」において、

- ・都道府県は、キャリア形成プログラムの既存のコースの内容や、新たに設定又は変更しようとするコースの案の内容について、**対象医師及び将来対象となることが見込まれる学生(以下「対象予定学生」という。)の意見を聴くものとする。**
- ・都道府県は、意見聴取を開始する旨を対象医師及び対象予定学生に通知するとともに、必要に応じ、キャリア形成プログラムの内容や地域医療対策協議会における協議状況等に関する説明会を開催する等により、対象医師及び対象予定学生が都道府県に意見を述べることができる環境を整えるものとする。
- ・意見聴取は、キャリア形成プログラムの各コースについてそれぞれ行うものとする。

とされている。

キャリア形成プログラムの変更等の対象医師、
対象予定学生への意見徴収



- 意見の聴取方法は、プログラムのためだけの意見徴収の機会を設けている場合も少なからずあったが、個別面談時、その他説明会等の機会にあわせて意見聴取している例が多かった。
- 「一部意見を聞いている」の内訳は、学生のみ(6年次の面談)[1]、メール等で受け付け[1]
- 「意見を聞いていない」の内訳は、実施例なし(変更ないため)[1]、検討中[2]、聞いていない[1]

<今後の方向性>

キャリア形成プログラムの変更等の対象医師、対象予定学生への意見聴取が実施できていない、または受動的な方法でのみ意見聴取している都道府県に対して、引き続き積極的な意見聴取が行われるように求めていくこととしてはどうか。また、意見聴取の方法について好事例を紹介し、対象者の意見がより反映できるように推進していくこととしてはどうか。

(参考) キャリア形成プログラムについて

医療法(抄)

第三十条の二十三

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項

第三十条の二十五 都道府県は、協議が調った事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

五 第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画を策定すること。

医療法施行規則(抄)

第三十条の三十三の十三 法第三十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める計画(以下「キャリア形成プログラム」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 第五項又は第六項の規定によりキャリア形成プログラムの適用を受ける医師(以下「対象医師」という。)に対し、臨床研修(医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修をいう。以下同じ。)を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療科その他の事項に関しあらかじめ定められた条件(以下「コース」という。)に従い、原則として当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを求めるものであること。
 - 2 二以上のコースが定められていること。
 - 3 都道府県知事が、対象医師の申出を受けた場合において当該申出に応じることが適当と認めるとき、その他必要と認める場合は、その適用を中断又は中止することができるものであること。
- 2 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定するに当たっては、あらかじめ、対象医師及び大学の医学部において医学を専攻する学生であつて卒業後に対象医師となることが見込まれる者(以下「対象予定学生」という。)の意見を聴くものとする。これを変更するときも、同様とする。
- 3 都道府県は、前項の規定により意見を聴いたときは、その内容をキャリア形成プログラムに反映するよう努めなければならない。
- 4 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、次に掲げる者に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。
 - 1 地域枠医師(卒業後に一定の期間にわたり、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを約して大学を卒業した医師をいう。次項において同じ。)であつて、当該都道府県から当該大学に係る修学資金の貸与を受けた者
 - 2 自治医科大学を卒業し、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事する医師
 - 3 その他キャリア形成プログラムの適用を受けることを希望する医師
- 5 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、地域枠医師(前項第一号に掲げる者を除く。)に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めるものとする。
- 6 対象予定学生は、大学の医学部に在学中に、あらかじめ、第四項又は前項の同意をするものとする。
- 7 対象医師は、都道府県知事の定める時期に、適用を受けるコースを選択するものとする。
- 8 都道府県知事は、対象医師の申出を受けた場合において当該申出に応じることが適当と認めるとき、その他必要と認める場合は、当該対象医師に適用するコースを変更することができる。
- 9 都道府県は、対象予定学生及び対象医師が、それぞれ第六項の同意及び第七項の選択を適切に行うことができるよう、法第三十条の二十三第一項各号に掲げる者の協力を得て、大学の医学部において医学を専攻する学生の将来の職業生活設計に関する意識の向上に資する取組を実施するものとする。